

労災保険における筋電電動義手の支給の取扱いについて

(平成19年度義肢等補装具専門家会議報告書を踏まえた現行の取扱い)

1 現行の取扱い(平成20年度以降)

両上肢切断者に対する筋電電動義手

正式な支給種目としてではなく、特別種目として費用を支給。

片側上肢切断者に対する筋電電動義手

事例収集のため研究用として費用を支給。

2 平成19年度義肢等補装具専門家会議報告書を踏まえた

平成20年度見直しの考え方

支給種目の基本的な考え方

原則として次の要件をすべて満たすものを支給種目とする。

- (1) 労災保険における障害等級に定められた障害の程度に応じ
て装着又は使用するものであり、その効果が医学的に広く認め
られているものであって、次のいずれかの機能を有すると認め
られるものであること
 - ア 労災保険における障害等級に該当する身体の欠損又は損な
われた身体機能を代替するものであること
 - イ 後遺障害に起因する併発疾病の防止に資するものであること
- (2) 被災労働者が就労するために、又は社会生活を送るために、
身体に装着又は使用することが必要不可欠なものと認められる
ものであること

(3) 適正な装着、使用又は補修に必要な医療機関、義肢等補装具製作者等が全国（おおむね各都道府県）に存在し、かつ、社会復帰促進等事業として支給することが適当である価格の範囲内であると認められるものであること

上記要件のうち、(3)の要件を除く二つの要件を満たし、特に被災労働者の職業生活又は社会生活の復帰に資することが明らかに認められるものについては、必要に応じ、特別種目として支給するものとする。

両上肢切断者に対する筋電電動義手

両上肢を手関節以上で失った者に対する装着効果が明らかであるが、装着を行う医療機関及び機器のメンテナンスを行う義肢製作者が全国各地には存在しておらず、正式な支給種目とすることは適当ではないため、特別種目とすることとする。

片側上肢切断者に対する筋電電動義手

筋電電動義手を必要とする者が、筋電電動義手を継続して使用し、筋電電動義手により社会復帰が可能となるということを判断できない現状にあって、片側上肢を切断された者に対し、無条件に筋電電動義手を支給するということはできない。

したがって、研究用支給を3年間程度実施し、事案の収集及び分析を行い、どのような条件の下で支給を行うべきか等の検討をすることとする。